

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

1 教育活動について

適切な換気・手指衛生等の感染対策を講じた上で、全ての教育活動を通常通り実施します。

2 家族との連携による健康観察

- ・ ご家庭でも児童の健康状態を把握していただき、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養するなどの対応をお願いします。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の疑いにより欠席であった場合、これまでは出席停止等の扱いとしていましたが、今後は、病欠扱いとなります。

3 出席停止の取扱いについて

(1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合、出席停止となります。

- ・ 出席停止の期間は、「発症した後5日間を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。
- ・ 無症状での感染は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。
- ※ 登校を開始する際、いずれの場合も陰性証明や治癒証明などは不要です。

(2) 濃厚接触者の取扱いについて

- ・ 令和5年5月8日より、濃厚接触者の特定は行われなことから、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合には、出席停止の対象とはなりません。
- ・ 家族や家族以外の感染者との接触があった場合でも、本人の感染が確認されていない場合には、出席停止の対象とはなりません。

4 マスクの着用について

- ・ 児童及び教職員ともに、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ・ 感染に伴う出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・ 地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用するとともに、児童に着用を促します。ただし、その場合でも着用を強いることがないよう配慮します。